

第54期令和5年度高知県最低賃金専門部会(第3回)議事要旨

- 1 開催日時 令和5年8月4日 午後2時30分から午後4時30分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議題・議事要旨

(1) 高知県最低賃金の改正審議

ア 事務局から全国の答申状況について説明が行われた。

イ 労働者代表委員から連合総合生活開発研究所が調査した非正規労働者のうちの主たる生計維持者の割合について説明された。

事務局から総務省「就業構造基本調査」の情報に基づき最低賃金近傍労働者の属性別内訳、世帯所得の状況及び就業調整の有無別内訳について説明が行われた。

ウ 公益委員から生活保護費と最低賃金の関係について法律の解釈も含めて説明された。

エ 事務局から賃金改定状況調査における賃金上昇率及び消費者物価指数の上昇率の推移について説明が行われた。

オ 高知県最低賃金の引上げ額について労働者代表委員からは、

労働者の働き方にかかわらず、一人で生計を維持することができる水準を最低賃金とする必要があり、前回提示した1,030円を主張された。

ただし、1,030円に引上げる期間については、2年から3年とさせていただきたい。

カ 一方、使用者代表委員からは、

賃金改定状況調査における4表（継続勤務の労働者のみの集計）の賃金上昇率、経団連による春季労使交渉結果及び連合による春季生活闘争結果から3%の引上げまでしか考えられないと主張された。

また、中央最低賃金審議会においては、目安額の審議のみではなく、労働者の働き方に応じた最低賃金の制度や、あるべき水準について議論を行うこと。

政府への要望事項として、最低賃金の引上げに伴う直接的な激変緩和措置を行うとともに要望事項へ回答することを主張された。

その後、一旦中断し、それぞれの主張をもとに歩み寄りについて、検討したところ

キ 労働者代表委員から

主張していた1,030円に3年の期間で到達するため、本年度は59円の引上げを主張された。

ク 一方使用者代表委員からは、

各県の状況をみながら歩み寄りについて検討するため、時間をいただきたいと主張された。

また、労働分配率の比較について事務局に資料を提出するよう求められた。

(2) その他

次回第4回専門部会は、令和5年8月8日(火)午前10時00分から開催することとされた。